

ふるさと納税をされた方のための確定申告書作成の手引き

確定申告を行うに当たっては主に次の3つの方法があります。

- ① 「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書を印刷し税務署に提出する。
- ② 手書きで作成した確定申告書を税務署に提出する。
- ③ e-Taxにより確定申告書データを電子送信する。(電子申告を行う。)

※この手引きは、上記の①の方法により確定申告する方が、以下の条件を満たす場合のみを対象としておりますのでご注意ください。

1. 収入が給与1か所のみの方で、給与は年末調整済みである。
2. 今回新たに申告するのはふるさと納税(寄附金控除)のみ。

※この手引きにおいて、必ず入力(選択)する項目は赤字で、該当する方のみ入力(選択)する項目は青字で表記しています。

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.k-eisan.nta.go.jp/>)にアクセスし、画面において、「申告書・決算書・収支内訳書等作成開始」をクリックする。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
確定申告書等作成コーナー

お知らせ
 平成26年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました。(2015/1/5)
 ご利用の多い事例(医療費控除、寄附金控除(ふるさと納税など))の入力例を掲載しました。(2015/1/5)

ご利用の前に
作成の流れ・追加機能・税制改正など
様式・手引き・入力例
電子証明書の有効期間は3年のためご注意ください!
電子証明書の登録・再登録のみを行う方

入力用フォームのダウンロード
医療費集計フォーム
配当集計フォーム

情報
お問い合わせ
推奨環境
ご意見・ご感想
リンク

作成コーナーは、情報保護のため、暗号化等の必要な措置を講じています。

作成コーナー(トップ画面)
ご利用案内 | ご利用になれない方 | e-Tax送信体験版

申告書・決算書 作成開始
書面提出

※平成27年分(平成28年分)までの申告書等を作成することができます。

途中で保存したデータを読み込み再開!
作成した決算書・収支内訳書のデータを利用して申告書を作成することもできます。

過去の年分のデータを利用して作成!
過去の年分の電子申告書データも表示できます。

申告内容確認コーナー(e-Tax)
メッセージボックス確認
電子申告等の受付結果(受信通知)を確認します。また、送信した電子申告書データをダウンロードすることも可能です。
送信した申告書等の表示
送信した電子申告書データ(印刷用「.txt」)を読み込んで内容を表示します。過去の年分の電子申告書データも表示できます。

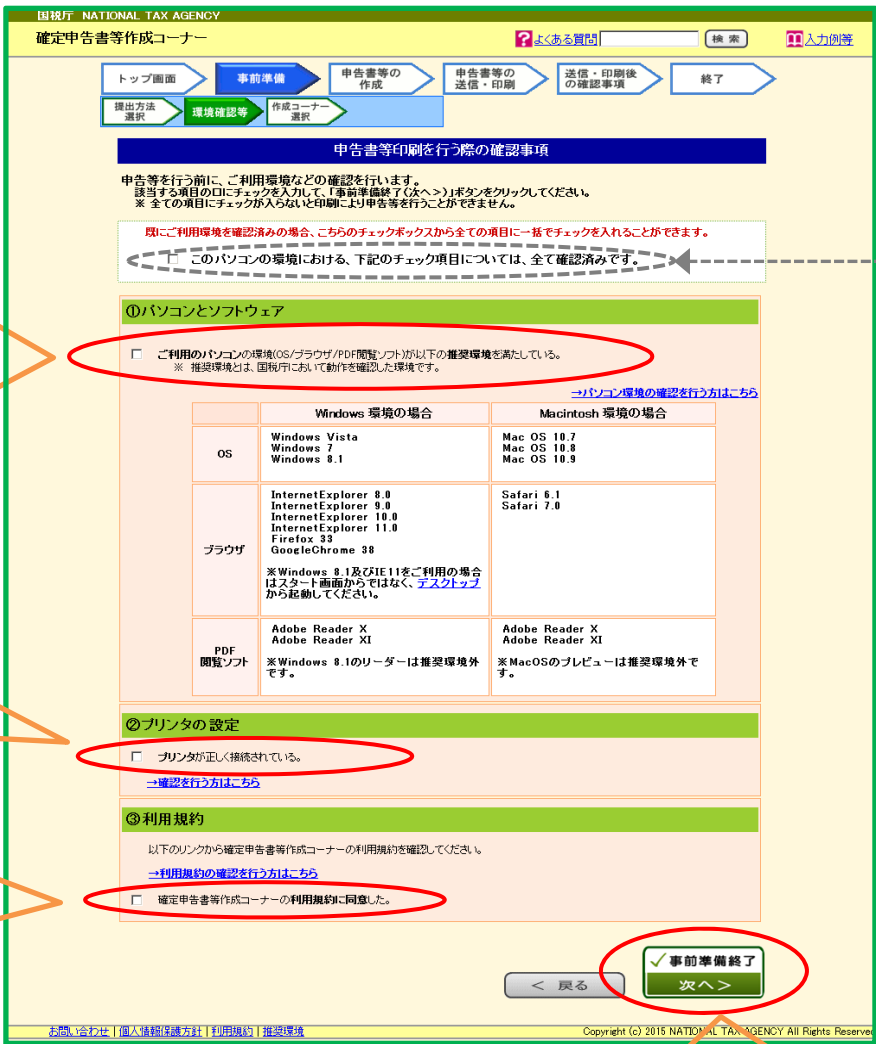
更正の請求書・修正申告書作成コーナー | ご利用になれない方
更正の請求書・修正申告書作成開始
更正の請求書・修正申告書作成再開
※保存した更正の請求書・修正申告書データを利用

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 | 国税庁
Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



② 「税務署への提出方法の選択」画面において、「書面提出」をクリックする。

③ 「申告書等印刷を行う際の確認事項」画面において、ご利用のパソコンの環境が推奨環境を満たしていることを確認の上、「ご利用のパソコンの環境(OS/ブラウザ/PDF閲覧ソフト)が以下の推奨環境を満たしている。」の口欄をチェックする。



④ プリンタが正しく接続されていることを確認の上、「プリンタが正しく接続されている。」の口欄をチェックする。

⑤ 確定申告書等作成コーナーの利用規約を確認の上、「確定申告書等作成コーナーの利用規約に同意した。」の口欄をチェックする。

⑥ 「次へ」をクリックする。

※ ③～⑤については、「このパソコンの環境における、下記のチェック項目については、全て確認済みです。」の口欄にチェックをすれば、一括してチェックを入れることもできます。

- ⑦ 「作成する申告書等の選択」画面において、「平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー」をクリックする。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告書等作成コーナー

よくある質問 検索 入力例等

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

提出方法選択 環境確認等 作成コーナー選択

作成する申告書等の選択

作成する平成26年分の申告書等のボタンをクリックしてください。
なお、過去の年分の申告書等を作成する場合は、画面下の「過去の年分の申告書等の作成」から作成する年分を選択してください。
また、入力をやめる場合は、「トップ画面へ戻る」ボタンをクリックしてください。

※ 不動産所得 や事業所得 がある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。

※ 下のボタンの選択がお分かりにならない方は、[こちら](#)をご参照ください。

平成26年分の申告書等の作成

平成26年分 **青色申告決算書
収支内訳書** 作成コーナー [詳しくはこちら](#)

平成26年分 **所得税及び復興特別所得税
の確定申告書** 作成コーナー [詳しくはこちら](#)

平成26年分 **消費税及び地方消費税
の確定申告書** 作成コーナー [詳しくはこちら](#)

平成26年分 **贈与税の申告書** 作成コーナー [詳しくはこちら](#)

過去の年分の申告書等の作成

[平成25年分の申告書等を作成する](#)

[平成24年分の申告書等を作成する](#)

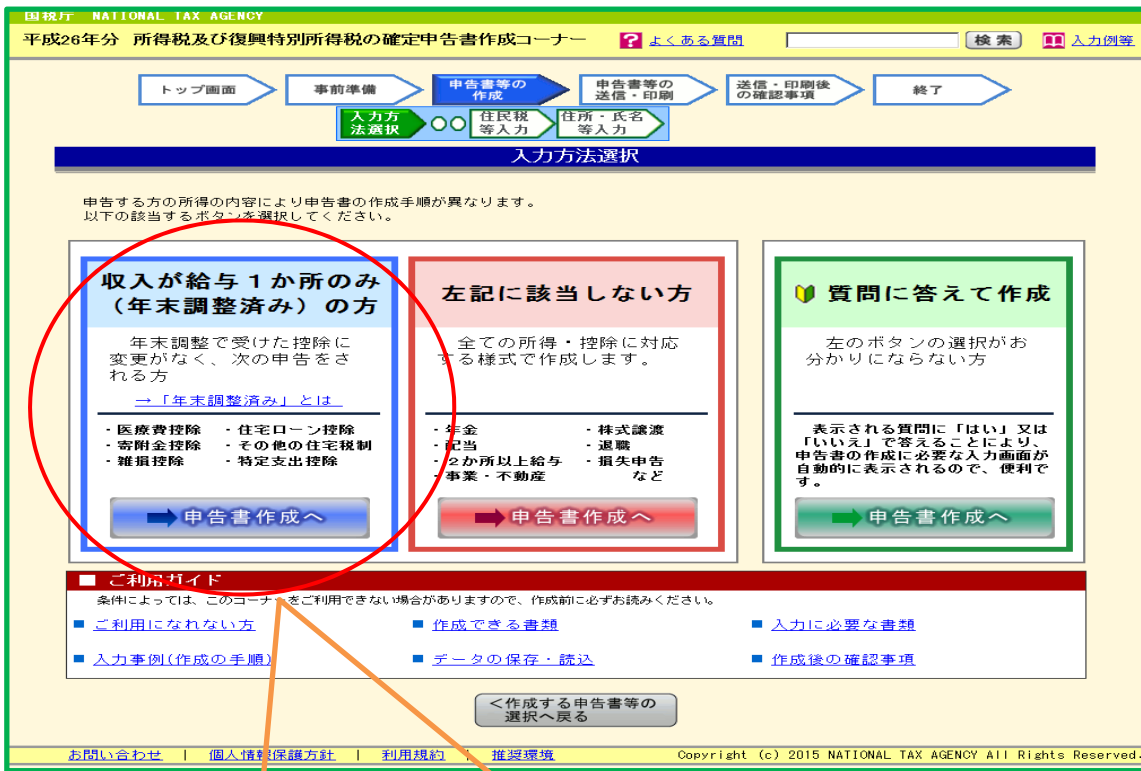
[平成23年分の申告書等を作成する](#)

[平成22年分の申告書等を作成する](#)

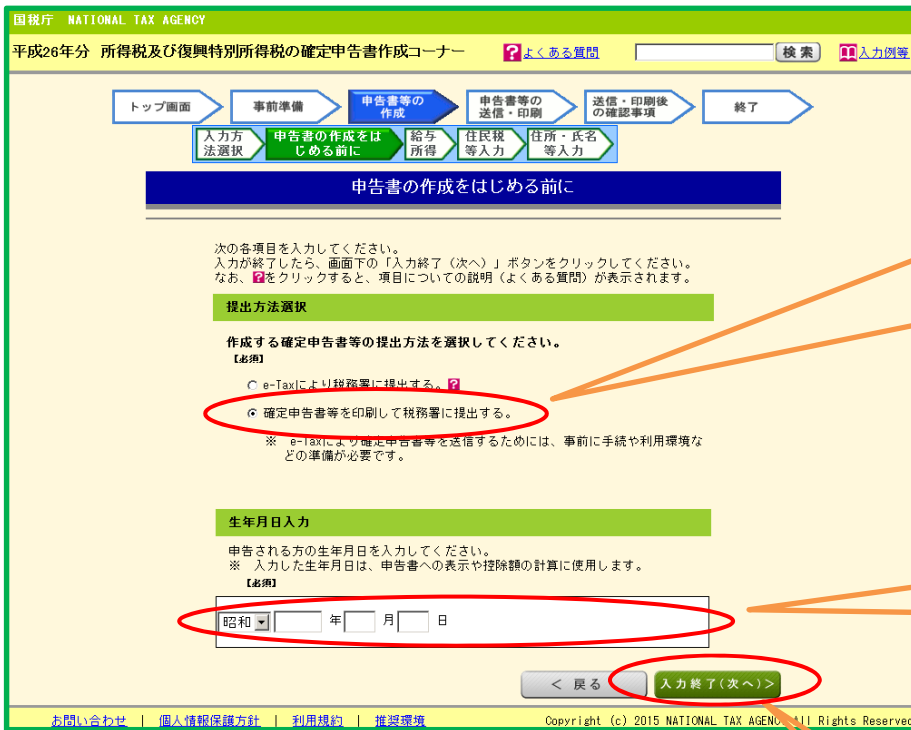
[トップ画面へ戻る](#)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved



⑧ 「入力方法選択」画面において、「収入が給与1か所のみ（年末調整済み）の方」をクリックする。



⑨ 「申告書の作成をはじめる前に」画面において、「確定申告書等を印刷して税務署に提出する。」が選択されていることを確認する。

⑩ 申告する方の生年月日を入力する。

⑪ 「入力終了(次へ)」をクリックする。

⑫ 「給与所得」画面において、「支払金額」(①)、「所得控除の額の合計額」(②)、「源泉徴収税額(二段書の下欄)」(③)、「住所(居所)又は所在地」(⑧)、「氏名又は名称」(⑧)の欄に、源泉徴収票の対応する項目の内容をそのまま入力する。

【年末調整で住宅借入金等特別控除を受けた方のみ入力】
(該当ない場合は入力不要)

⑬ 「住宅借入金等特別控除の額」(④)、「住宅借入金等特別控除可能額」(⑤)、「居住開始年月日」(⑥)、「借入金等年末残高」(⑦)の欄について、源泉徴収票に該当する記載がある場合は、源泉徴収票の対応する項目の内容をそのまま入力する。

⑭ 「入力終了(次へ)」をクリックする。

(参考)

平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)
		姓	(フリガナ)	
		名	(役職名)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	① 千円	千円	② 千円	③ 千円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額
有 無 従有 従無	千円	特定 老人 人 従人 人 従人	内 人 人 人	千円
				生命保険料の控除額
				地震保険料の控除額
				住宅借入金等特別控除の額
				④ 千円
(摘要)	住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料の金額	円
	⑤ 円	円	円	
	居住開始年月日	借入金等年末残高	配偶者の合計所得	新個人年金保険料の金額
	⑥	⑦ 円	円	円
			新生命保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
			旧生命保険料の金額	旧長期損害保険料の金額
			円	円
扶養親族未達 未成年者 外国人 死亡退職 災害者	乙欄	本人が障害者 特別 其他 一般	妻 一 特別 夫	勤労学生
中途就・退職	就 職	退 職	年 月 日	受給者生年月日
人				明 大 昭 平 年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地	⑧		
	氏名又は名称	(電話)		

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例等


トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 給与所得 住民税等入力 住所・氏名等入力

書面提出

控除等の入力及び計算結果確認

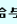
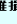



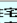
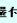
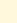
適用を受ける控除の「入力する」ボタンをクリックし、表示される画面に従って入力してください。
入力が終了したら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

※ 各控除名のをクリックすると、控除についての説明(よくある質問)が表示されます。

△注意

住宅借入金等を利用して認定住宅の新築等をした場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」から入力すると「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」を受けられる場合があります。
住宅借入金等がない場合でも適用可能な「認定住宅新築等特別税額控除」とは異なりますのでご注意ください。両方に該当する場合は、いずれかを選択して入力してください。

(単位:円)

項目名	入力・訂正	入力有無	入力内容から計算した控除額等	
給与		✔	支払金額	7,140,000
			所得金額	5,226,000
			所得控除の額の合計額	2,556,160
			源泉徴収税額	172,900
給与所得者の特定支出控除 	入力する		特定支出控除適用後の所得金額	
雑損控除  と 災害減免額 	入力する		雑損控除	
			災害減免額	
医療費控除 	入力する			
寄附金控除  政党等寄附金等特別控除 	入力する		寄附金控除	
			政党等寄附金等特別控除	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 	入力する			
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除 	入力する			
還付される金額				0

上記の所得及び控除以外にも入力項目がある場合、この画面では入力できません。
次の「この画面で入力できない所得や控除がある方はこちら」ボタンをクリックしてください。

**この画面で入力できない所得
や控除がある方はこちら**

※ 右の「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、「確定申告書データ保存」画面が表示され、現在までに入力したデータを保存することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

⑮ 「控除等の入力及び計算結果確認」画面において、「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除」の「入力する」をクリックする。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除

寄附金の種類等の入力

入力案内を表示するには、右の「入力案内を表示する」をクリックしてください。 [入力案内を表示する](#)

2件以上の寄附をされた方は、1件目の選択をした後に「もう1件入力する」ボタンをクリックしてください。

【ご注意】
支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるよう自動判定し、控除額を計算します（作成コーナーでは、地方税額の計算ができません）。
なお、自動判定の結果、税額控除額が0円であっても、税額控除を選択して計算することが有利な場合があり、この場合には、税額控除額が0円と記載された計算明細書が作成されます。
また、作成コーナーにおける自動判定結果とは異なる選択をされる場合は、作成コーナーにて申告書等を作成することができません。別途申告書等を作成し、ご提出ください。

1件目

1 寄附年月日	平成26年 月 日
2 支出した寄附金の金額	円
3 寄附先の所在地 (全角28文字)	
4 寄附先の名称 (全角28文字)	
5 寄附金の種類	<p>都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）（※1）</p> <p>国に対する寄附金</p> <p>都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）（※1）</p> <p>住所地の寄附金（ふるさと納税など）（※1）</p> <p>住所地の市区町村が条例により指定した寄附金</p> <p>住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金</p> <p>住所地の共同基金会、日本赤十字社の支部に対する寄附金（※2）</p> <p>住所地の共同基金会に対する寄附金（税額控除に係る証明書をお持ちの方）（※2）</p> <p>政党及び政治資金団体に対する寄附金（※3）</p> <p>認定NPO法人等に対してされた寄附金</p> <p>公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金（※4）</p> <p>上記以外の寄附金控除に該当する寄附金</p> <p>詳しくはこちら</p> <p>（※4）「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。 お持ちでない方は「上記以外の寄附金に該当する寄附金」を選択してください。 詳しくはこちら</p>

もう1件入力する

寄附金の内訳

寄附年月日	寄附先の所在地	寄附金の種類
26 . .		
円		
円		
円		
円		
円		
円		

1 / 1 ページ

< 戻る 入力終了(次へ) >

入力内容をクリア

Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

⑯ 「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除」画面において、あなたが行ったふるさと納税について、「1 寄附年月日」、「2 支出した寄附金の金額」、「3 寄附先の所在地」（ふるさと納税先団体の県庁、市役所、役場の住所）、「4 寄附先の名称」（「〇〇市役所」等、ふるさと納税先団体の名称）を入力する。

⑰ 「5 寄附金の種類」において、「都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）（※1）」を選択する。

【複数箇所へふるさと納税を行った方のみ入力（同一団体に複数回行った場合も含む）】
（該当ない場合は入力不要）

⑩ 「もう一件入力する」をクリックし、同様の入力をする。

⑲ 「入力終了（次へ）」をクリックする。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例等

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめの前に 給与所得 住民税等入力 住所・氏名等入力

画面遷出

控除等の入力及び計算結果確認

適用を受ける控除の「入力する」ボタンをクリックし、表示される画面に従って入力してください。
入力が終了したら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

※ 各控除名のアイコンをクリックすると、控除についての説明(よくある質問)が表示されます。

△ご注意
住宅借入金等を利用して認定住宅の新築等をした場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」から入力すると「**認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例**」を受けられる場合があります。
住宅借入金等がない場合でも適用可能な「認定住宅新築等特別税額控除」とは異なりますのでご注意ください。両方に該当する場合は、いずれかを選択して入力してください。

(単位:円)

項目名	入力・訂正	入力有無	入力内容から計算した控除額等	
給与	訂正する場合は、画面下の「<戻る」ボタンをクリックしてください。	●	支払金額	7,140,000
			所得金額	5,226,000
			所得控除の額の合計額	2,556,180
			源泉徴収税額	172,900
給与所得者の特定支出控除	入力する		特定支出控除適用後の所得金額	
雑損控除 と 災害減免額	入力する		雑損控除	
			災害減免額	
医療費控除	入力する			
寄附金控除 緑税等寄附金等特別控除	訂正・内容確認	●	寄附金控除	48,000
			政変等寄附金等特別控除	0
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	入力する			
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除	入力する			
還付される金額				4,944

上記の所得及び控除以外にも入力項目がある場合、この画面では入力できません。
次に「この画面で入力できない所得や控除がある方はこちら」ボタンをクリックしてください。

この画面で入力できない所得や控除がある方はこちら

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 右の「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、「確定申告書データ保存」画面が表示され、現在までに入力したデータを保存することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 運営環境 Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

⑳ 「控除等の入力及び計算結果確認」画面に戻るので、「**入力終了(次へ)**」をクリックする。

【「住民税に関する事項」の項目2、4に該当する方のみクリック】

(該当しない場合はクリック不要)

㉑ 「住民税等入力」画面において、「**住民税に関する事項**」をクリックする。
(この場合㉒は省略し、㉓以降(次ページ参照)を入力。)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例等

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめの前に 給与所得 住民税等入力 住所・氏名等入力

画面遷出

住民税等入力

この項目について入力する場合は、該当のボタンをクリックしてください。

住民税に関する事項

住民税に関する事項では、次の項目を入力することができます。

- 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 住居変更の控除額がある方の入力項目
- 寄附金控除がある方の入力項目
- 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族のいる方の入力項目
- 配当所得がある方の入力項目

詳しくはこちら

< 入力画面に戻り 入力終了(次へ) >

入力データを保存する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 運営環境 Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

㉒ 「**入力終了(次へ)**」をクリックする。
(㉑をクリックした方は不要)

項目1、3、5については、以下の方が入力する必要がある項目です。

- 1: 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方
- 3: ふるさと納税以外の寄附金(住民税のみ控除対象となる寄附金)がある方
- 5: 配当所得がある方

※ この手引きで対象となる方(収入が給与1か所のみ(年末調整済み)の方で、今回新たに申告するのはふるさと納税(寄附金控除)のみの方)は該当しませんので、入力は不要です。

【⑳において「住民税に関する事項」をクリックした場合の入力方法】

※ ㉑（住民税に関する事項2・4）に該当しないため、㉒（入力終了（次へ））をクリックした方は、以下の㉓～㉖の入力は不要

㉓ 16歳未満の扶養親族がいる場合、「扶養親族の氏名」、「続柄」、「生年月日」を入力する。
また、当該扶養親族が別居している場合、「別居の場合の住所」を入力する。

㉔ 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合、「扶養親族の氏名・住所」を入力する。

㉕ 「入力終了（次へ）」をクリックする。

㉖ 「住民税等入力」画面に戻るので、「入力終了（次へ）」をクリックする。

27 「住所・氏名等入力」画面において、「納税地」を選択する。
 (事前に「居所」を納税地にする旨の届出をした方以外は「住所」を選択する。)

28 「現在の住所(又は居所)」を入力する。
 (郵便番号を入力し、「住所検索」をクリックすると、住所及び提出先税務署が表示される。)

29 「平成27年1月1日の住所」について、上記の住所と比較した結果を選択し、異なる場合は当該住所を入力する。

30 提出先税務署が表示されていない場合は、「提出先税務署」を選択する。

31 申告する方の「氏名」、「性別」、「世帯主の氏名・世帯主との続柄」、「電話番号」を入力する。

32 「提出年月日等」を入力する。

33 「還付金の受取方法」を選択する。
 → 選択に応じて画面下に新たな入力項目が表示されます。そこに口座番号など必要な情報を入力してください。(次ページ参照)

【③③における選択肢ごとの入力方法】

○「ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み」を選択した場合

The screenshot shows the '選付について' (About Selection) screen. The transfer amount is 4,844 yen. The selected method is 'ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み'. The form includes fields for '金融機関名等' (Financial Institution Name), '本支店名' (Branch Name), '預金種類' (Deposit Type), and '口座番号' (Account Number). Red circles highlight the input fields for these items, and a red bracket groups them. A '次へ' (Next) button is also circled in red.

③④ 「金融機関名等」、「本支店名」、「預金種類」、「口座番号」を入力する。

③⑤ 「申告書等作成終了(次へ)」をクリックする。

○「ゆうちょ銀行への振込み」を選択した場合

The screenshot shows the '選付について' (About Selection) screen. The transfer amount is 4,844 yen. The selected method is 'ゆうちょ銀行への振込み'. The form includes a '記号及び番号' (Code and Number) field. Red circles highlight this field and the '次へ' (Next) button.

③④' 「記号及び番号」を入力する。

③⑤' 「申告書等作成終了(次へ)」をクリックする。

○「ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り」を選択した場合

The screenshot shows the '選付について' (About Selection) screen. The transfer amount is 4,844 yen. The selected method is 'ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り'. The form includes a 'ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局名' (Branch/Post Office Name) field. Red circles highlight this field and the '次へ' (Next) button.

③④' 「ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局名」を入力する。

③⑤' 「申告書等作成終了(次へ)」をクリックする。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例等

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

申告書等の印刷

この画面では、申告書等の印刷を行います。

■ 印刷に当たっての留意事項

申告書等の印刷に当たり、以下の事項にご留意ください。

- 印刷する申告書等はAdobe Readerで開いてください。
Adobe Readerをインストールしていない方は、以下のサイトからダウンロードしてください。
[→Adobe Readerのダウンロード](#)
- 申告書等は、A4サイズの「普通紙」を使用して、**片面印刷**してください。
- 印刷される申告書等は、モノクロプリンタにも対応するため、マスの省略等を行っています（税務署で配布している申告書等とは異なりますが、そのまま提出ください。）。
- 提出用の申告書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。
[→印刷結果（3点マーク確認）確認画面](#)

■ 印刷する帳票の選択

印刷する帳票を選択します。
※ 印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名	容量 (KB)
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書A第一表【提出用】	20K
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書A第一表【控用】	20K
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙 ※	4K
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書A第二表【提出用】	16K
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書A第二表【控用】	16K
<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類等のチェックシート	13K / 1ページ

※ 「添付書類台紙」は、源泉徴収票など提出される書類を貼るための台紙ですので、書類を提出される場合には、こちらの台紙を出力し、書類を貼って申告書等とともに提出してください。

印刷する帳票の選択が終了したら、以下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックして、「開く」で表示してください。
また、表示されたPDFのウィンドウにある印刷ボタンをクリックし、申告書等を印刷してください。
[→帳票の表示・印刷方法はこちら](#)

帳票表示・印刷

印刷終了 次へ

戻る

※ 右の「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、「確定申告書データ保存」画面が表示され、現在までに入力したデータを保存することができます。

入力データを保存する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

③⑥ 「申告書等の印刷」画面において、「帳票表示・印刷」ボタンをクリックする。



③⑦ PDFファイルを開くための画面が表示されるので、ファイルを開く。
(いったん保存してから保存したファイルを開いても構いません。)

③ PDFファイル（全6ページ）が表示されるので、当該PDFファイルを印刷する。
 ※ 次ページから、①～⑥のうち提出が必要なものについて解説しています。

①

②

③

④

⑤

⑥

39 「確定申告書A第一表（提出用）」、「確定申告書A第二表（提出用）」、「添付書類台紙」（源泉徴収票及び寄附金の受領書（受領証）を貼り付けたもの）を、「提出書類等のチェックシート」右下に表示される税務署宛に送付する。（控用は控えとしてお持ちください。）

確定申告書A第一表（提出用）

期日		税務署長		FA0110	
27年 3月 2日 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A					
住所 (又は居所)	〒100-8976		フリガナ フルサト タロウ		
	東京都千代田区霞が関2-1-2		氏名 ふるさと たろう		
平成27年1月1日住所	同上	性別	男	姓	ふるさと たろう
生年月日	3 55 05 05	氏名	ふるさと たろう	本人	本人
電話番号	090-0909-0909				
収入金額等 (単位は円)					
収入金額等	給与	7140000	課税される所得金額 (21)	2623000	
	公的年金等		上の21に対する税額 (22)	164800	
	その他		配当控除 (23)		
	配当一時		(特定増設等) (24)		
所得金額	給与	5226000	政党等寄附金等特別控除 (25)	0	
	雑		住宅ローン控除 (26)		
	配当一時		住宅ローン等特別控除 (27)		
	合計 (1+2+3+4)	5226000	差引所得税額 (28)	164800	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 (6)		災害減免額 (33)		
	小規模企業共済等掛金控除 (7)		再差引所得税額 (34)	164800	
	生命保険料控除 (8)		復興特別所得税額 (35)	3460	
	地震保険料控除 (9)		所得税及び復興特別所得税の額 (36)	168260	
	寡婦・寡夫控除 (10)	0000	外国税額控除 (37)		
	勤労学生・障害者控除 (11)	0000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (38)	172900	
	配偶者(特別)控除 (12)	0000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (39)	00	
	扶養控除 (14)	0000	申告納税額 (40)	4640	
	基礎控除 (15)	0000	配偶者の合計所得金額 (41)		
	⑥から⑮までの計 (16)	2556160	納税額 (42)		
雑損控除 (17)		未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (43)			
医療費控除 (18)		申告期限までに納付する金額 (44)	00		
寄附金控除 (19)	46000	延納届出額 (45)	000		
合計 (16+17+18+19)	2602160	※ 復興特別所得税額 (35) 欄の記入をお忘れなく。			
受取られる税金の所		ふるさと	銀行口座・組合口座・郵便局	預金種別	普通預金
税務署長印		〒9999999	口座番号	99999999	
税務署電話番号		区分	1	整理番号	
税理士法第33条の2の登録番号		整理番号	1	通日付印	
税理士法第33条の登録番号		整理番号	A B C D E F G H I J K	年月日	

押印してください。

確定申告書A第二表 (提出用)

国税庁HP(2014:11:11:18:50:05.65)

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

番号

FA0064

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
フリガナ フルサト タロウ
氏名 ふるさと たろう

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類	支払保険料	⑦ 掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除	円	小規模企業共済等掛金控除	円
合計		合計	

⑧ 新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
介護医療保険料の計			

⑨ 地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
-----------	---	------------	---

⑩ 本控除事項
 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
 死別 生死不明 離婚 未婚遺
 学校名

⑪ 氏名

⑫ 配偶者の氏名 生年月日
 明・大 昭・平 配偶者控除 配偶者特別控除

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
		明・大 昭・平	万円
		明・大 昭・平	万円
		明・大 昭・平	万円

⑭ 扶養控除額の合計 万円

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	東京都千代田区霞が関999-999 株式会社ふるさと	7,140,000 円	172,900 円

⑮ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 172,900 円

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
		円	円

住民税に関する事項

16 扶養親族の氏名続柄	生年月日	別居の場合の住所
	平 . . .	
	平 . . .	
	平 . . .	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択
 給与から差引き 自分で納付

⑰ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

⑱ 支払医療費 円 保険金などで補填される金額

⑲ 寄附金の所在地・名称 寄附金 48,000 円

特例適用条文等

連番

第二表 平成26年分以降適用 ○ 第二表は、第一表と一緒提出してください。○ 源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を、再生庫に添付しなくてもよい。○ 書類は添付書類を貼ってください。

「源泉徴収票」と「寄附金の受領書（受領証）」を添付してください。

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住所 <small>（又は事務所 事務所 居所など）</small>	東京都千代田区霞が関 2-1-2	フリガナ 氏名	フルサト タロウ ふるさと たろう
---	------------------	------------	----------------------

⑤ の り し ろ
源泉徴収票

④ の り し ろ
社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

③ の り し ろ
生命保険料控除関係書類

② の り し ろ
地震保険料控除関係書類

① の り し ろ
寄附金控除関係書類

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りません。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です。）。
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。

※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。

※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

提出書類等のチェックシート

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。
この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出していただく書類等をご確認いただくものです。
記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

【提出書類等のご案内】

作成した申告書等の内容から申告書に添付又は提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです。

関係項目等	作成有無	提出（添付又は提示すべき）書類等
確定申告書	○	申告書A第一表（提出用）
確定申告書	○	申告書A第二表（提出用）
給与所得		給与所得の源泉徴収票（原本）
寄附金控除等		寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

- <留意事項等>
- 「作成有無」欄に「○」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
 - 「関係項目等」欄に（注）の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。
 - 源泉徴収票や控除証明書等については、申告書等と併せて出力した「添付書類台紙」（出力していない場合は適宜の用紙）に貼ってください。
 - 「財産及び債務の明細書」は各種の所得金額の合計額が2千円を超えている方について表示されます。
※「作成有無」欄に「○」の表示がない場合は、別途作成して提出してください。なお、様式は国税庁ホームページに掲載しています。
 - 複数の欄に同一書類名が表示されることがありますが、税務署への提出は1部（1通）で結構です。
 - 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご確認くださいか、税務署へおたずねください。

【提出方法及び納付方法のご案内】

- **提出方法**
申告書等は、郵便又は信書便による送付（送料は各人の負担になります。）のほか、所轄の税務署への持参、時間外取受箱への投函による提出も受け付けています。
郵送等により提出する方で、申告書の控えに取受日付印が必要な方は、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。）を同封していただければ、取受日付印を押印し、返送いたします。
- **納付方法**
平成26年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、平成27年3月16日（月）までです。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください（確定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意ください。）
また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます（期限内に申告をされた方に限ります。）。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどにご利用ください。

〒 102 - 8311
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎

麹町税務署 行

送付先の税務署

手続きは以上になります。
税務署への提出に当たっては、必要な書類に漏れがないようご注意ください。

※ 確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成し、e-Taxにより申告することもできます。
詳しくは国税庁ホームページの「確定申告特集」(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/s_hinkoku/shotoku/tokushu)をご覧ください。